

## 対象施設の裾切り数値の考え方（案）

1施設あたりの潜在的年間 VOC 排出量 50 トン程度を目安にこれに相当する裾切り数値とする

（理由）

6 施設類型間での公平性の確保の観点から、1 施設あたりの潜在的な VOC 排出量（VOC を含有する製品の製造に係る施設以外は VOC 使用量とほぼ一致）を基本に考える。

「揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制のあり方について（意見具申）（平成 16 年 2 月）」において、規制の対象は「欧米等の規制対象施設に比して相当程度大規模な施設を対象とすることが適当」とされたことに留意する必要がある。

EU の VOC 排出規制（1999 年の溶剤指令）は、排出濃度規制を原則としているので、「欧米等に比して相当程度大規模」を判断する際に最も参考となると考えられる。

この EU 規制での裾切り数値（使用量）は、我が国で規制対象になると考えられる施設については概ね 0.5～25 トン/年であることから、1 施設あたりの潜在排出量 50 トン/年程度を裾切り数値の判断の目安とする。

以上の考え方をもとに、提案されている施設の類型分けの裾切り指標ごとに裾切り数値を決定することとなるが、その際実測データや排出抑制技術の適用可能性等にも留意する。